

## 小山城前チャレンジショップ取扱商品募集要項

### 1 趣旨

本要項は、小山城前チャレンジショップへ商品を出品する事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2 小山城前チャレンジショップ概要

項目	内容						
設置目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状実店舗を持たない事業者に対して商品販売・PRの場を提供する。</li> <li>・起業や新規事業等に取り組む事業者に対してチャレンジの場を提供する。</li> </ul>						
場 所	小山城前駐車場（吉田町片岡2499-2）トレーラーハウス内 ※トレーラーハウス内に商品陳列棚を設置して販売						
運営方法	トレーラーハウス内に併設するカフェの運営事業者に対し、町から販売及び在庫管理を委託 <b>【現在の運営事業者】</b> <table border="1"> <tr> <td>事業者名</td> <td>TOMO STREET COFFEE 八木 智矢</td> </tr> <tr> <td>委託期間</td> <td>令和7年4月1日～令和9年3月31日の最長2年間</td> </tr> </table>	事業者名	TOMO STREET COFFEE 八木 智矢	委託期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日の最長2年間		
事業者名	TOMO STREET COFFEE 八木 智矢						
委託期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日の最長2年間						
営業日時	<table border="1"> <tr> <td>営業日</td> <td>火・木・金・土・日曜日（金・日は不定休）</td> </tr> <tr> <td>定休日</td> <td>月・水曜日</td> </tr> <tr> <td>営業時間</td> <td>9：00～16：00</td> </tr> </table> ※季節や天候により、営業日時は変動する。詳細は運営事業者のInstagramで発信している。 ※毎月営業スケジュールを作成している。スケジュールは店舗入り口に掲示しているほか、運営事業者のInstagramで発信している。	営業日	火・木・金・土・日曜日（金・日は不定休）	定休日	月・水曜日	営業時間	9：00～16：00
営業日	火・木・金・土・日曜日（金・日は不定休）						
定休日	月・水曜日						
営業時間	9：00～16：00						
出品スペース	1事業者につき、幅80cm・奥行25～30cm程度のサイズの陳列棚一段を使用、他事業者と共用の場合あり						
そ の 他	店舗内に冷凍冷蔵庫及び冷蔵ショーケースを設置しており要冷蔵・要冷凍商品の出品も可能。						

### 3 募集要領

#### (1) 出品申請

出品を希望する事業者は、5の出品条件を了承した上で以下のとおり必要書類を提出しなければならない。

ア 提出書類 チャレンジショップ出品申請書（様式）及び参考資料

イ 募集開始日 令和7年9月4日（木）から

※出品事業者が2者決定するまで。

ウ 提出先 吉田町企画課

（吉田町住吉87番地 吉田町役場6階）

エ 提出方法 持参（受付時間は平日8時15分～17時）

オ その他 提出書類の作成に係る一切の費用は事業者の負担とし、提出書類については返却しない。

#### (2) 出品事業者の決定

町はチャレンジショップ出品申請書を提出した事業者のうち、4の参加資格要件を満たし、かつ、チャレンジショップへの出品に適していると認められる事業者を決定する。

(3) 出品事業者は、出品に当たり町と契約を締結する。

(4) 出品事業者は、出品に係る権利を他者へ譲渡してはならない。

### 4 参加資格要件

この募集に参加できる事業者は、次の条件を満たす個人又は法人とする。

(1) 町内において、現在事業を営んでいる又は今後営む予定であること。

(2) 出品申請に関する書類を提出する時点において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

(3) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

(4) 町に支払うべき税金及び料金の未納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

### 5 出品条件

(1) 原則、委託販売とし、販売価格は、一般市場価格相当とすること。

(2) 販売に必要な各種法令に基づく許認可等は、出品事業者が取得すること。

(3) 食品に係る表示や内容量については、「食品表示法」に基づいた適正な表

示がなされていること。

- (4) 商品の搬入、搬出時間はチャレンジショップの開店時間内とし、方法については企画課の指示に従うこと。
- (5) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し徹底を図ること。
- (6) 販売手数料は、商品の1か月分の売上金額の10%とする。売上金は、販売手数を差し引いた後、事業者ごとに指定の口座へ該当月の翌月の15日までに振り込むものとする。
- (7) 町が不相当と認めたもの（例：危険物等）については出品しないこと。

## 6 決定の取消し

- (1) 出品事業者が出品条件に違反したとき。
- (2) 出品事業者が参加資格を失ったとき。

## 7 損害賠償

出品事業者は、商品について町又は第三者に損害を与えたときは、全て自らの責任でその損害を賠償しなければならない。

## 8 その他

販売に関し疑義が生じた場合は町の指示を受けること。